

農業農村整備事業の工事における「余裕期間制度」の実施要領

1 余裕期間制度

(1) 余裕期間制度

余裕期間制度は、工事の始期（工事開始日）若しくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定又は受注者が選択できる制度であり、次の方法がある。

ア 発注者が工事の始期（工事開始日）及び終期（工事完了期限日）を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）

イ 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期（工事開始日）を任意に設定する方法（以下「任意着手方式」という。）

(2) 余裕期間

余裕期間は、原則として工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で、当初契約においては、発注者が「契約日」から「着手期限日の前日」の間として設定する。

現場条件等により、この期間を超えて余裕期間を設定する必要がある時は、発注者はその理由を整理するものとする。

低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

2 当初契約時点における余裕期間及び工期

各方式の当初契約時点における余裕期間及び工期の考え方は次のとおりとする。

(1) 発注者指定方式

余裕期間：契約締結の日から発注者が指定する工期の始期（工事開始日）の前日までとする。

工期：発注者が指定する工期の始期（工事開始日）から終期（工事完了期限日）までとする。

「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



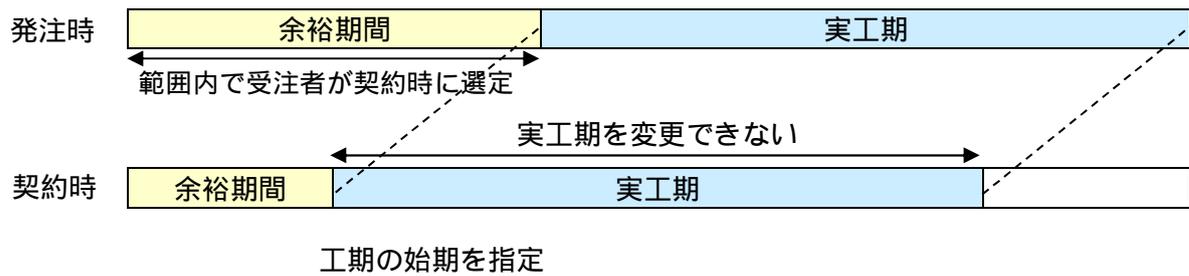
工期の始期を指定（ここから準備期間が開始）

(2) 任意着手方式

余裕期間：契約締結の日から受注者が設定した工事の始期（工事開始日）の前日までとする。

工期：受注者が設定した工事の始期（工事開始日）から発注者が指定する実工期の日数を加えた日までとする。

「任意着手方式」：受注者が工期の始期を余裕期間内で選択できる方式



3 当初契約後における工期変更の考え方

契約締結後、次の場合には監督職員と協議の上、工期に係る契約変更をすることができるとができる。

- (1) 「発注者指定方式」を活用した場合においては、受注者の準備が整い、発注者が指定した工期の始期より前に着手する必要があるが生じた場合。
- (2) 「任意着手方式」を活用した場合においては、工期の始期に変更の必要が生じた場合。

4 余裕期間内における技術者等の配置、行為の制限等

(1) 技術者等の配置

余裕期間内においては、技術者等（現場代理人を含む）の配置を要しない。また、主任技術者及び監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(2) 行為の制限等

受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。

受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(3) CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含めないものとする。

5 積算関係

- (1) 受注者が設定した工事の始期や終期によって、施工体制及び積算条件に変更が生じても設計変更は行わない。
- (2) 現場条件等、受注者の責によらない工期変更や設計変更を行う場合、設計変更の対象とする。
- (3) 設計上の工期が冬期間にかかる場合は、発注者が設定した余裕期間を除いた実工期の冬期率に応じて現場管理費の冬期補正等を計上するものとする。受注者が選択した現場着手日より実工期の冬期率が変更となった場合は、契約上の工期の冬期率に応じて、現場管理費の冬期補正等を設計変更するものとする。

6 手続き等

(1) 入札説明書への明示

入札公告等に余裕期間等に係る内容を次の記載例のとおり明示し、入札参加者へ周知の上、実施すること。

【発注者指定方式】

(○)この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう「発注者指定方式」の余裕期間制度を活用する工事である。

詳細は、特記仕様書に示すとおりである。

【任意着手方式】

(○)この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう「任意着手方式」の余裕期間制度を活用する工事である。

詳細は、特記仕様書に示すとおりである。

(2) 工事請負契約書の留意事項

監督職員の任命通知等契約書上の提出書類等は、現行の取扱いのとおりとする。

(3) 事務手続関係

前払金の支払請求は、請負契約書によるほか、余裕期間内は請求できない。

(4) 設計図書への明示

特記仕様書の記載例は、以下によることとする。

【各方式共通】

第 条 技術者等の配置

1. 余裕期間内においては、技術者等（現場代理人を含む）の設置を要しない。

2. 余裕期間内においては、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

第 条 行為の制限等

受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。

受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

第 条 工期

【発注者指定方式の場合】

工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結の日から令和 年 月 日まで)

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

【任意着手方式の場合】

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「現場着手日報告書」により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。

工期：工事の始期から 日間

発注者が指定する実工期の日数を記載。

(ただし、令和 年 月 日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。)

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

【各方式共通】

第 条 CORINSへの登録

・技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

(別記様式)

令和 年 月 日

現場着手日報告書

(発注者)

殿

(受注者)

住所 商号又は名称
氏名

下記のとおり着工日を定めたので報告します。

記

工事番号	
工事名	
入札執行日	令和 年 月 日
余裕期間	日以内
現場着手日	令和 年 月 日
実工期	日間
工期末	令和 年 月 日まで

契約の締結までに提出すること。

契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。